

社協 だより

令和8年3月1日発行

第154号



社会福祉法人 潟上市社会福祉協議会

〒018-1502 秋田県潟上市飯田川下虻川字八ッ口70

TEL 018-877-2677 (総務)

FAX 018-854-8251 有線 3028



ふくし総合相談窓口 TEL 018-877-5017

権利擁護相談窓口 TEL 018-877-2627

ケアプランセンター・ほほえみ相談支援事業所
TEL 018-854-8222

ボランティアセンター TEL 018-854-8530



(左) 株式会社ツルハホールディングス
北東北店舗運営本部第二店舗運営部長 勝山 浩二氏



(左) NTT東日本 秋田支店
県北営業支店長 伊佐 素彦氏



このほど株式会社ツルハホールディングスとクラシエ薬品株式会社から、車いす1台が寄贈されました。両社は2007年から社会貢献の一環で、毎年各都道府県の社会福祉協議会に車いすを贈る活動を行っており、今年度は潟上市社会福祉協議会が受贈したものです。1月21日に秋田県社会福祉協議会で行われた贈呈式では、株式会社ツルハホールディングスの勝山氏から秋田県社会福祉協議会の須田広悦常務理事に目録が手渡されました。

また、2月16日にはNTT秋田グループより1,700点のタオル・マスク・石鹸等の衛生用品を寄贈いただきました。NTT秋田グループでは社員一人ひとりができるSDGs・社会貢献活動の一環として、家庭にある未使用タオル等を募集し、地域福祉活動に役立ててもらおう活動を2013年度から実施しており、今年度は潟上市社会福祉協議会がいただきました。

いただいた、車いす・衛生用品については地域福祉活動に大切に活用させていただきます。

心配ごと、困りごとの相談はふくし総合相談窓口まで

けんりようご 権利擁護センターから

令和8年の春に設立予定の「潟上市社会福祉協議会権利擁護センター」について3号連続でお知らせする記事の第3回です。最終回は「権利擁護センターに『つなげる人』の必要性」についての説明です。

① 「つなげる人」の必要性

精神障がいや知的障がい、認知症などによって判断能力が低下している方は、人権・権利が侵されやすい状況に置かれています。例えば、悪質商法などの経済的被害や虐待を受けていても、それに本人が気づかなかつたり、他者にSOSを発信できなかつたりします。社協がこのような方々を直接発見することもあります。全員を発見できるわけではありません。したがって、このような方々を発見し、権利擁護センターに「つなげる人」が必要です。

② 「つなげる人」の役割

「つなげる人」は、市民・民生児童委員・人権擁護委員・他の社会福祉法人の専門職など、広い範囲の様々な人たちが対象になります。この方々が、判断能力が低下した本人やその家族、関係機関等からの相談・実態把握によって権利擁護が必要な人を見つけた際、権利擁護センターに相談・情報提供していただくと、当センターが適切な対応を行います。このとき「つなげる人」は、様々な制度を比べるなど難しい判断をする必要はなく、当センターが慎重に検討します。

③ 「権利擁護センター」の使命

経済的被害や虐待により成年後見制度の利用が必要な場合には、関係機関と連携しながら、制度の利用が始まるまで支援を続けます。それだけでなく、病院の受診や福祉サービスの利用等の契約においてや、預貯金・不動産等の財産管理、遺産相続、施設入所契約などの法律行為において支援が必要な場合には、当センターが直接支援したり、より専門的な機関を紹介したりするなどの対応を行います。



成年後見セミナー（実務講座）を開催します

今春設立予定の潟上市社会福祉協議会「^{けんりようご}権利擁護センター」の業務に関する説明会（セミナー）を開催します。参加費は無料ですので、お気軽にお申し込みください。

日時 令和8年3月12日（木）
午後2時から（120分程度）
場所 潟上市市民センター「昭和館」ホール
（潟上市昭和大久保字堤の上1-3）

内容 演題「成年後見制度と地域連携ネットワークについて
— 事例を通して潟上市における成年後見制度利用促進の方向性を探る —」
平成27年4月に権利擁護センターを設立した鹿角市社協の権利擁護センター長の浅水和也氏に、支援の必要な人を見出し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みなどについて事例を通してわかりやすく解説していただきます。

説明者 社会福祉法人 鹿角市社会福祉協議会 常任理事兼事務局長 浅水 和也 氏

対象者 潟上市内にお住まいの方、潟上市内で勤務されている方（医療・介護・行政等）

◆ **申込み先** 3月6日（金）までに、潟上市社会福祉協議会まで電話かファックスでお申し込みください。
定員は100名（先着順） となります。 TEL 018-877-2627 FAX 018-854-8251

「市民公開セミナー&無料相談会」のご案内

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター（行政書士による専門職団体）秋田県支部は、以下の内容によるセミナーを開催します（後援：潟上市社会福祉協議会等）

本セミナーでは、成年後見制度のうち取り上げられる機会の少ない「任意後見制度」に関する説明のほか、相続・遺言について分かりやすく説明するとともに、併せて法定後見制度、任意後見制度、相続・遺言などについての無料相談会を実施します。

日時 ▶ 令和8年4月11日（土）13:30～16:00

会場 ▶ 潟上市市民センター「かたりあん」（天王字上江川47-398）

参加費 ▶ 無 料（事前の参加申し込みは不要です）

内容 ▶ ①市民公開セミナー 13:30～

「終活と、『任意後見』という選択肢」 講師：齋藤 均（潟上市社協 社会福祉士）
 「意外と身近にある争続（相続）」 講師：行政書士（コスモス秋田支部会員）

②無料相談会 15:00～



お問い合わせ先 ▶ 公益社団法人 コスモス成年後見サポートセンター秋田県支部
 担当：今（こん） 電話 090-4314-1325 FAX 018-865-8133

日常介護用品支給・寝具类等洗濯乾燥消毒サービスのお知らせ（5月支給分）



日常介護用品支給

在宅で、常時紙おむつを使用している下記の対象者の方に紙おむつを支給します。

▼**対象**
 介護保険「要介護度3・4・5」に認定されている方。
 身体に障がいのある方。

▼**負担額**
 なし



寝具类等洗濯乾燥消毒サービス

要介護者で寝具等の衛生管理に困難をきたしている方に、業者が自宅へ回収に行き、洗濯をして配達します。

▼**対象**

- ・介護保険「要介護度1」以上の認定を受けている75歳以上の一人暮らしの世帯
- ・同居者全員が介護保険「要介護度1」以上、または障害者手帳（1・2級）等の交付を受けている世帯

※いずれも住民税非課税世帯の方が対象となります

▼**負担額**
 かかった費用の一割



申込締め切りは4月3日（金）です。申請用紙は社会福祉協議会本所（飯田川）にあります。また、潟上市社会福祉協議会ホームページにも掲載しています。

お問い合わせ先 018-877-5017 <http://katagami-shakyo.or.jp/yousiki/index.html>

提出先 潟上市社会福祉協議会 本所

いきいきサロン日誌、 助成金報告書の提出のお願い

令和7年度に、いきいきサロン助成金を受けている団体は、日誌と助成金報告書を3月31日(火)まで社協本所に提出してくださいますようお願いいたします。

いきいきサロン助成金の申請と サロン保険加入について

社協ではいきいきサロンを開催している団体に、年額5,000円を助成しています。令和8年度も継続して助成を受けたい団体は、3月31日(火)まで社協本所に申請してください。また、サロンの保険への加入も受け付けています。(保険料は一人一回につき13円です)※新規でサロンを開設する団体については随時受付しています。

〈サロン助成の条件〉

- 概ね月1回以上の開催
- 60歳以上の5人以上で最寄りの集会所で開催
- ★各種様式(日誌、報告書、申請書)については潟上市社会福祉協議会ホームページにも掲載しています。
<http://katagami-shakyo.or.jp/yousiki/index.html>

赤い羽根共同募金 助成事業説明会のご案内

潟上市共同募金会では、さまざまな地域福祉の活動に取り組む組織や、ボランティア・市民活動団体などを支援する仕組みの一つとして「赤い羽根共同募金運動」の配分金を助成しています。

共同募金の目的をご理解いただき、本事業を活用していただくために、説明会を開催いたします。

新規に助成の申請を希望するみなさま(団体等)は、ご出席くださるよう、ご案内いたします。※資料準備のため、出席希望の方は3月10日(火)まで、ご連絡ください。

とき 令和8年3月17日(火)
10時00分から1時間程度

ところ 潟上市社会福祉協議会
(潟上市役所飯田川出張所内)



お問い合わせ先▶018-877-2677(担当:西村)

善意 ありがとうございます

(2月16日までの受付)

- 【一般寄付】 昭和 大郷守老人クラブ 様
天王 児玉老人クラブ創寿会 様
昭和 上町老人クラブ栄友会 様
昭和 槻木老人クラブ 様
天王 羽立老人クラブ 様

皆様の善意は市民の福祉のため
大事に使わせていただきます。

心配ごと相談所

3～4月の開設日

日にち	会場
3月5日(木)	昭和センター
4月23日(木)	
3月12日(木)	天王センター
4月9日(木)	
3月26日(木)	飯田川センター
4月2日(木)	
4月30日(木)	

受付時間 10:00～15:00

お問い合わせ先 TEL 018-877-5017

- どんな相談も受けます ● 秘密は守ります
- 無料です
- 電話でのご相談も受け付けています
- 間違い電話が増えています。おかけ間違いにご注意ください

屋内ゲートボール場 すぱーく天王について

令和8年4月1日から、屋内ゲートボール場すぱーく天王の管理運営は、潟上市文化スポーツ課が行います。3月31日以前のご利用を希望される場合は社会福祉協議会までお問い合わせください。

編集後記

社会福祉協議会では、現在令和8年度から11年度に実施する事業の指針となる第3期地域福祉活動計画を策定中です。複合的な福祉課題に対し、地域の福祉資源でつながり合って解決する事業について検討中です。こちらについては次号の社協だよりでご紹介できればと考えております。(西村健也)